手当・年金

特別障害者手当

問い合わせ先 福祉課
TEL (232) 4913 FAX (232) 4923

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者で20歳以上の方に支給されます。基準を満たす障がいが2つ以上あるか、それと同程度以上の状態である方が対象です。

※用意していただく書類をご案内しますので詳細はお問い合わせください。

障害児福祉手当

問い合わせ先 福祉課
TEL (232) 4913 FAX (232) 4923

日常生活において常時の介護を必要とする在宅重度障がい児（20歳未満）の方に支給されます。基準を満たす障がいが1つ以上あるか、それと同程度以上の状態である方が対象です。

※用意していただく書類をご案内しますので詳細はお問い合わせください。

特別児童扶養手当

問い合わせ先 福祉課
TEL (232) 4913 FAX (232) 4923

政令で定める程度の障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している父母又は養育者に支給されます。

※障がいの種類や状態、所持している手帳の等級などにより、用意していただく書類が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

年金の支給

●障害基礎年金

問い合わせ先 健康・保険課 TEL (232) 4912 FAX (232) 2544

障がいの原因となった傷病の初診日が国民年金加入中にある方や、国民年金の資格を喪失した後、日本国内にお住まいで60歳から65歳の間に初診日がある方で、年金の障害等級表の1級又は2級に該当する障がいの状態となり、保険料の納付要件を満たしているときに支給されます。

また、20歳前に初診日があり、年金の障害等級表の1級又は2級に該当する状態にある場合には、20歳から支給されます。ただし、この場合、所得制限があります。

●障害厚生年金

問い合わせ先 熊本西年金事務所 TEL (353) 0142

厚生年金加入中に初診日があって、年金の障害等級表の1級～3級に該当する障がいの状態になり、保険料の納付要件を満たしている場合に支給されます。

熊本県心身障がい者扶養共済制度

問い合わせ先 熊本県障がい者支援課
TEL (333) 2250

心身障がい者の保護者等が生存中に一定額の掛金を納付することにより、加入者が万一死亡し、又は重度障がいになったときに、残された心身障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。